

午前10時 開会

○堀口委員長 おはようございます。委員各位におかれましては、大変お忙しい中、御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。ただいまから厚生文教常任委員会を開会いたします。

本日の案件につきましては、本会議において本常任委員会に付託されました議案第1号「泉南阪南共立火葬場条例等の一部を改正する等の条例の制定について」審査いただくものでありますので、委員各位におかれましては、よろしく願いいたします。

なお、本常任委員会に付託されました議案については、本日委員会付託事件一覧表としてお手元に御配付いたしておりますので、御参照いただきたいと思います。

それでは、議案の審査に先立ち理事者から挨拶のため発言を求めていますので、これを許可いたします。

○竹中市長 おはようございます。委員長のお許しをいただきましたので、厚生文教常任委員会の開会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

堀口委員長を初め、委員の皆さん方には日ごろから市政各般にわたり深い御理解と御協力を賜っておりますこと、心から御礼を申し上げます。

さて、本日の委員会は、平成30年第1回臨時会において、本常任委員会に付託されました議案第1号、泉南阪南共立火葬場条例等の一部を改正する等の条例の制定についての御審査をお願いするものでございます。どうかよろしく御審査を賜り、御承認賜りますようお願い申し上げます。簡単でございますけれども、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○堀口委員長 なお、本日会議の傍聴の申し出がございます。傍聴の取り扱いについてこの際、御協議いただきたいと思います。

会議の傍聴につきましては、御意見ございませんか。———それでは、傍聴者の入室を許可いたします。

〔傍聴者入室〕

○堀口委員長 これより議案の審査を行います。議案の内容につきましては、本会議において既に説明を受けておりますので、これを省略し、質疑

から始めたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○堀口委員長 御異議なしと認めます。よって審査の方法については、提案理由並びに内容の説明を省略し、質疑から始めることに決定いたしました。

それでは、これより議案の審査を行います。

議案第1号「泉南阪南共立火葬場条例等の一部を改正する等の条例の制定について」を議題とし、質疑を行います。質疑はありませんか。

○梶本委員 一応ある程度議論も9月議会からあったと思うんですけども、先日臨時会の後、行政視察ということで、火葬場の建設現場を視察させていただきましたけれども、これについて、本火葬場、この近隣にもないかと思われるほどの豪華な建物ができ上がっております。

泉南市として身の丈に合わないほどのものであると思いますが、これについて今後のランニングコスト、指定管理者がまだ決まっていない状況の中でございますけれども、一応これだけすばらしい設備を持続して維持しようとするれば、かなりのランニングコストがかかっていくと思うんですけども、前回からの使用料の積算に当たってのその辺のところの積算ですか、それについて、このランニングコストについて、どれくらいの力を入れて計算されたのかということをお聞きしたい。

というのは、この施設に見合うだけの市民サービスを提供するための、指定管理料は上限が決まっておりますので、あと人件費とか掃除等、あらゆるメンテナンス面での費用がかかると思いますが、それも含めた上での指定管理料であって、また使用料、これは即指定管理料ということではないでしょうけれども、前回もお聞きいたしましたけれども、使用料収入が減るということでございますので、その場合の泉南市財政の将来負担を考えて、どういうふうにお考えであるのか、お聞きしたいと思います。

○宮阪市民生活環境部長 それでは、ランニングコストについてどのように計算したのかということでございます。ランニングコストにつきましては、以前お配りしている資料の中で、5年間の必要経

費ということで、人件費と需用費が2億1,500万円、それと管理費につきましては、点検業務とか保守管理、それと浄化槽であるとか給水設備、それと機械警備であるとか、議員おっしゃいました清掃、こういったものについて2,700万円、それと維持管理、修繕、その他ということで、施設とか設備の修繕、それと火葬場を運営していくために必要な消耗品であるとか備品、それと機器の借り上げ、そういったものとあと予約システム、これの管理料、それと保険料等が3,400万と、以上が指定管理の内訳として2億7,600万ということでお示しさせていただいております。

個々の中身につきましては、泉南市で実施しております、他の施設の類似の業務から推定した金額を積算しております、これにつきましては、ほぼ今の実施ベースの金額を入れているということでございます。それとそれに加えまして、火葬炉の維持管理経費といたしましては、5年間で1,445万円ということで、5年間の合計が2億9,045万と、ここから今回の使用料を算定したものでございまして、しっかりと中身、ランニングコストについては積算しておると考えております。

それとあと、使用料収入が減った場合の財政の負担ということでございます。我々が積算で使用料を受益者負担率50%ということで計算させていただいた金額というのが2万円ということは御説明させていただいております。この2万円をもとに近隣の過去10年以内に新築された火葬場の使用料の状況を見ますと、1万8,000円から2万円の範囲になっているということもありまして、そこを勘案しまして、1体当たり1万8,000円というところで、今回御提案させていただいております。

また、その1万8,000円につきましては、以前の火葬炉の使用料1万4,400円からのおおむね2割程度にとどめているというところでも、御理解いただきたいというふうに考えております。

それと、財政負担がどうなるのかというところで、2万円必要と計算上はなっておるんですけれども、そこから1万8,000円とすることによって、

その差額の2,000円、これにつきましては、平成31年度の泉南市の火葬件数の予測がおおむね700体ぐらいという予定でございますので、700体の2,000円分ということになりますと、おおむね140万円が一般会計からの繰り出しになるということでございます。

これについては、今後も、その財政負担については引き続いていくことになるんですが、火葬場を今後運営していく上で、何回か指定管理なりに出して、収支の計算を指定管理者から出していただくという形になりますので、その辺を今後もローリングして検証しながら、その辺を財政負担がどうなっていくかということも、見きわめていく必要があるかというふうに考えております。

以上です。

○**梶本委員** 気になるのは、人件費のところサービス面でございますけれども、これの職員3名、補助的職員1名、臨時職員2名、あと電気、水道、燃料、これは燃料代か、需用費に入っている。

都合一応6名の計画でされているんですけども、火葬が重なった場合、例えば朝から3体ありの昼から3体あるということになれば、告别室あるいは収骨室、両方で五、六件同時に使うということになりますし、また控室、待合室等にも人が集まるということになった中で、この3人、合計6名という人数で十分な市民サービスができるのかどうかということも考えられると思うんですけども、それについて指定管理者、今募集されている指定管理者との協議というのが、これから始まると思うんですけども、それに対して、市としてどういう要求、あるいはサービスの水準を要求するのか、お答えいただきたい。

○**宮阪市民生活環境部長** 火葬のスケジュールに關しましては、同時に火葬するということを考えておりませんで、少しずつずらして予約をとっていただくようなことを、市では当初考えて計画しております。

ただ、指定管理者からどういった提案がなされるかというのは、今後提案を見ないと、ということになるんですが、少しずつずらして会葬に来られた方がふくそうしないようにというふうなことで考えておりますので、その辺は、十分指定管

理者と協議させていただいて、混乱のないようにさせていただきたいと考えております。

それとともに、市が考えている6人で、十分な市民サービスができるのかというところでございますけれども、あくまでこれは市の積算でございます。とおおむねこの程度の人数がおれば、来られた方に対して案内であったり、各儀式的告別であるとか見送り、それと収骨とかいう儀式的御案内であったり、それから待合室での何かあったときの対応であったりというようなことが可能であるというふうに市では考えて、必要経費として積算をしたんでございますけれども、この辺が我々の考えていることが十分していただけるように、指定管理者とも今後詰めて、来年4月にはスムーズな運営ができるように、努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○梶本委員 最後に、我々も議会でこの火葬場についてずっと賛成してきました。ここまで来たんですけども、図面状態の中ではわからなかったここまでの建物、言えば金のかかった建物になったということですけども、近隣大阪府下あるいは近畿一円で、これだけの、豪華と言えは豪華と思いますし、ここまで必要あったのかというところまでなされていると思います。

この辺のところはどうでしょうか、よそと比べて建物はどこにも負けないというぐらいな建物になっていくと思うんですけども、その点について、もう議会で承認してきて、図面の状況で一応見た段階と現物、建ったもの、ほぼ完成に近づいた建物と比べたら、想像を越えたものになっておると思いますけれども、その点について、理事者側としてどういうふうにお考えですか。大体こういうことを目指したのかどうかということをお願いします。

○宮阪市民生活環境部長 火葬場の建物につきましては、基本的には火葬件数から炉の数が決まって、その炉の基本的には火葬場なんで、炉を包む建物が炉の数によって建物の大きさが決まってくるというふうに考えております。

本市の場合、待合室であるとか、それも個別にグループが使っていたら2,000円が下がるわけ

りますし、告別式であるとか収骨室も個別にきちんととっていただけるようにしております。

ほかの自治体では、待合室なんかほかの方と御一緒であったり、いずれは使っていただくというような施設もほかにはあるようですが、やはり人生の終えんの地でございますので、そのあたりで市民の方にきちっと、この施設がよかったと思っただけのような内容にしたということでございます。

決して華美で豪華なという意味でつくっておるわけではないんですが、この間見ていただいたとおり、建物が新しいですし、ガラス張りの部分もあつたりして、ちょっと明るい感じにはなつておるんですけども、その辺は、費用についてはそんな過度に投資しているというような状態ではないということで、御理解いただきたいというふうに思っております。

以上です。

○堀口委員長 ほかにないですか。

○和気委員 まず1点目なんですけれども、一番初めに今2万円と試算されて50%負担、今の泉南市の使用料、手数料の試算の仕方ということでは、それで現行では、いっているわけですけども、じゃ、今回提案された部分の中で1万8,000円という額を出されているわけですけども、本当に市民からすれば、少しでも現状でいけば安くしていただいたというのは、すごくそれはそれで考えていただけたのかなというふうに思うんです。

しかし、その根拠が、初めから50%・50%じゃなくて、今回は近隣の泉佐野市が1万8,000円、そしてあと2万円やから、その中での幅でも1万8,000円という形の御説明もありましたし、それに対する試算というのか、市がしっかりと試算されている部分については、よくわからない状況があります。

そうするならば、初めから2万円という額であったにしても、そういう考え方はできたんじゃないかなとか、逆にそう思ったりもするので、その辺は1万8,000円の根拠、試算というのはされたのかどうなのか、その点はちょっと1点聞かせてほしいと思います。

それと、今回そうしたら2,000円が下がるわけ

ですから、年間で140万円の持ち出しになるということで、そうすれば、今泉南市の財政が厳しい中で、140万円が出されるということになるんですけれども、じゃ現行のままでいけば、それを割り出したらわかると思うんですが、年間どれだけの市の持ち出しは、覚悟して持ち出しはできるのか、そのままできるのか、その点を2点目に教えてください。

それから、サービス向上というのは、もちろん今本当に市民が喜んでいただけるように、施設を拝見しても、すごくいいかなというのも思いましたけれども、サービス向上の分については、先ほど説明があったように、市からいろいろ提案、時間をずらすことやとか、そういうような形もお話がありましたけれども、そういう具体的に指定管理者に市がこういうふうに望ましいような、そういうことは提案されているのかどうなのか。

今は示されないみたいなこともこの前説明がありましたので、具体的にどういったことをサービスの向上において、今の現行の施設よりもサービスのこういうところをお願いしますとか、何かそういうのを入札する前に、提示されているのか、その点がわかれば、また教えてください。それをお願いします。

○宮阪市民生活環境部長 まず1万8,000円の試算をしたかというところでございます。

説明させていただいており、試算については2万円という結果が出ております。その2万円につきましても、先ほど申しましたとおり、管理費であるとか、維持管理費につきましても、泉南市の施設の類似の業務から積算しているものでございます。

例えば、空調設備なんかにつきましては、空調設備の点検なんかについては、樽井公民館がほぼ同じような規模であるということから、そういった空調設備の点検の費用を参考に積算しておりますし、自動ドアなんかにつきましても、樽井公民館と同じような施設でございますので、その辺の維持管理費用から積算をしております。

それ以外についても、類似の施設から積算を行ってこの5年間の必要経費というのを積算して、そこから指定管理費用というものを出していると

いうものでございます。

その結果が2万円ということでございますが、近隣の10年以内の新築の自治体の火葬場、この状況が1万8,000円から2万円というところから、今回使用料を1万8,000円で提案させていただいておるということで、あくまでも激変緩和ではございませんけれども、従前の使用料の1万4,400円の1.2倍程度にとどめているというところで御理解いただければと思います。

それと、現行のまま持ち出しを続けることについてということでございますけれども、先ほども御説明いたしましたとおり、今後指定管理者を何回か、恐らく5年後になるかと思いますが、5年後に指定管理者を選定する際には、再度、毎年収支報告書を指定管理者から出させますので、その収支報告を見ながら、それと実際にどれぐらい電気代であるとか、ほかのものがかかっているのかとか、実績も踏まえながら指定管理料というか、必要経費を算定して、そこからまた年間の持ち出し分がどの程度になるのかを含めて、使用料の見直しにつなげていきたいというふうに考えております。

それと、最後にサービスの向上ということでございますけれども、指定管理者を募集する際に、我々の運営管理の方針というものを募集要領に出させていただいていまして、基本的には基本方針というところで書かせていただいている部分については、火葬については市民生活にとって必要不可欠なものであるということと、遺族にとっては単に火葬を行う場所ではなく、個人との最期のお別れの場であるということから、火葬執行に当たっては、葬儀の習慣や市民感情を意識した厳粛な対応、これをお願いしますと。

それで、利用者に満足していただけるような接遇、それと市民サービスを第一とした施設管理、運営に配慮することということで、施設の運営管理に関しましては、こういったことを基本理念として、サービスに努めていただきたいということで、募集要領にも書かせていただいているというところでございます。

以上です。

○和気委員 ありがとうございます。

この決め方なんですけれども、この資料の一番初めの前回のときの資料をいただいているところの中で、決めるときに当たっては、枚方市は運営費の50%で、泉大津市が近隣市町村の状況、また泉佐野市は市内料金の従前のままとか、能勢町が火葬炉数により算定とか、河内長野は運営費の50%ということで、今、泉南市の試算されていることと同じような形になっています。

こうしたそれぞれいろんな考え方の中で、2万円という額が出てきているわけなんですけれども、そういった場合、泉南市は両方50%を含めて、また近隣の状況とかいうことの、その両方をあわせた形で、今回は決めたということになるんですかね。ただ、今回についても50%・50%については変わらないと、そういう中で、近隣は泉佐野市が1万8,000円だから、それに合わせてというような感じでと思うんです。

初めの考え方と今回の考え方というのは、どうして変わられたのか、ここの試算、照会されているところは、皆さん試算されて額を決めているかというふうに思うんですが、そこは50%・50%ではないのか、どれぐらいになっているのか、そういうことがわかれば教えてください。お願いします。

○宮阪市民生活環境部長 前回試算させていただいている内容と今回の内容というのは、変わりはないです。今回なぜ1万8,000円かといいますと、今回新築の施設で指定管理についても運営についても初めて行うということで、あくまでも市の積算をもとに、今回使用料を決めさせていただくということになります。

この市の積算につきましては、泉南市が発注している類似の業務を参考に積算をしておるわけなんですけど、あくまでも、この泉南阪南共立火葬場を運営していく上で、泉南市が必要であると考えた金額を積算したということでございます。

標準的な能力を持った事業者が標準的にやればこれぐらいかかるだろうという意味で、積算もさせていただいていますので、使用料については基本、そこから考えていくということになるんですが、前はそういう考え方で2万円ということを示唆させていただいたんですが、この近隣の状況

を見ますと1万8,000円でやられているところもあるということと、初めて今回やるということで、実際に何回か指定管理を続けていく中で、実際の運営費用というのは判明してくるんだろうというふうにも考えていますので、その辺で、近隣の最低のところからスタートさせていただきたいという意味で、今回1万8,000円で提案させていただいているところでございます。

以上です。

○和気委員 最後にしますけれども、正職員の賃金が800万円ということで試算されているということで、この中では当然専門職で本当にそれだけのお仕事をされるわけですから、それはそれなりに要るのかなというふうに思います。

しかし、ほかのところからいけば、それぐらいの標準的な賃金、専門職の火葬を行う方々のお仕事というのは、そういう形でこのほかのところについても試算はされているのかどうなのか、その点ちょっとわからないので、相場というとおかしいですけども、一応基本的な基準があると思うんですが、そういうふうに捉えたらいいのか、それぞれちょっと違うかというふうに思うんですが、その辺はどうなんですか。その点だけ最後にお聞かせください。

○宮阪市民生活環境部長 労働者の賃金に関しましては、なかなか火葬場で火葬を行う技能職員の賃金というのは、公共工事なんかと違って公表されているものがございませんので、我々もちょっと調べはしたんですが、なかなかつかめないということもあって、市の平均給与から推定というか、市の平均給与を準用した形で今回積算をさせていただいているということでございます。

以上です。

○田畑委員 質問と違うねんけれども、竹中市長と宮阪部長と副市長と、俺、謝ろうと思うてんねん。本当に申しわけないと思っている。積算根拠が2万円を出ている中で、俺も会派もあのとき、同じような賛成者のように賛成しておったら2万円でいけたわけやろう。ですよね。だから申しわけない。

何か俺、今わからへんようになってきた。何で反対になったのか、うちの会派も議会も。議論を

聞いていて、俺の頭の中で今あのとき何が引っかかって何が反対に回ったのか、ようわからへんようになってきた。今まだ整理ができていないんです。申しわけない、本当に。賛成者と同じように賛成しておったら、市が出した2万円の根拠のとおりいけた。俺は非常に重たく思っている。

下がったことに対して喜んでいるのではなくて、何がこれだけでもやもやしているのか、自分ではちょっと整理ができていない。ですので、この後は退席しますわ、とりあえず。

○堀口委員長 ほかに。

○岡田委員 おはようございます。よろしく願いいたします。

この間の火葬場の建設現場を視察に行かせていただきまして、本当に思っていた以上にすばらしい建物で、特に女性としてうれしかったのは、やっぱり授乳室もちゃんと用意していただいていたということは、ありがたかったと思います。

使用料が2万円から1万8,000円ということは、安いことにこしたことはないですが、安ければいいというものでもないというふうに思います。サービスの面とか、また足らずを一般会計からとなると、やっぱり平等性という点からも考えると、ちょっと考えないといけないなというふうに思っております。

これからこのままこれで進んでいくとしまして、炉とかの試運転とかもあるんですが、その予定とかわかりましたら聞かせていただきたいと思います。

あと内覧会、ちょっとやっぱり見に行きたいという声も聞いていますので、そういう予定もありましたら、教えていただきたいと思います。

○宮阪市民生活環境部長 炉の試運転に関しましては、指定管理者が決まりましたら、指定管理者の指定をまた12月議会に提案させていただこうと考えておるんですけれども、それで指定管理者が決定しましたら、指定管理者が1月の中旬ぐらいから準備行為に入りますので、その中で火葬炉の建設も並行して進んでいく形になります。

そのあたりで火葬炉の試運転、指定管理者と炉の建設業者と一緒に協力して試運転なりをして、3月末までには十分その使用方法などを習得して、

4月1日を迎えたいというふうに考えております。

それともう1点、内覧会でございますけれども、現在完成しましたら、また議員の皆様にも見ていただければと思っておるんですけれども、それ以外にも葬儀会社に対してちょっと内覧会を予定しておりますので、それにつきましては、多目的室と簡易な葬儀ができる場所もございますので、その辺、指定管理者が決まってから、その運営の方法も含めて、どういった形で内覧会もする、その業務の内容でどういった方を対象に内覧会をするのがいいのかどうかというものを含めて、少し検討したいなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○岡田委員 よろしく願いいたします。今までのやっぱり泉南市のイメージと全然違うということが1点と、あと自分が亡くなって火葬されるのが先だったら、全然見ることなく火葬されてしまうので、やっぱり自分がどういうところで火葬されるのかというのは、やっぱり心配されている方もいらっしゃると思いますので、ぜひしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○古谷委員 何回か質問はさせていただいている中で、これは大阪府とか近隣市の質問で、宮阪部長が言われた、近隣市の最近の直近の平成のを比べたということ、これは全国で斎場ができるところとか、そういうところは比べられたり、比較されたり、参考にされたことはあるんですかね。

それとあと、僕のちょっと長野市の市会議員のブログとかデータをいろいろ見させていただいて、これは中核市と差があるかもしれないんですけれども、長野市の市会議員の指摘というのは、火葬料金を8,000円から1万5,000円にアップするんです。

1万5,000円にアップすることに対して妥当かどうかというのを、全部データとか資料で公開されているんですけれども、現行8,000円から新料金が1万5,000円になると。中核市が大体8,300円で、新斎場の平均が1万2,000円ということを、資料の中ではっきり出されているんです。

管理費とかいろいろうちの人数とか全部計算していくと、どうも長野市とかの新しくやるところの数字の人数と、うちの市の人数に対して、非常

に割高なんです。その根拠の中で、適正金額が、ここが最終的に1万5,774円というのが、データの中で出てきているんです。

うちのほうが1万8,000円ということで、近隣他市と比べてくれ、2,000円まけたよというようなことで書かれて、おっしゃられて資料を出されているんですけども、この方の資料を出されたデータで見ると、年間4,400人の利用を見込んで検討したが、例えば新料金を1万円に設定した場合は、年間2,200万円の経費増になるらしくて、2,200万円の経費増は裁量の範囲らしいんですけども、逆に8,000円から1万5,000円に対しての指摘をして、納得していないような形のことを書かれているんです。

だから、実質いろいろ先ほどもここの斎場の利用料金は管理運営費50%と書いているんですよ。うちの市、共同経営で見込むところよりも、はるかに人の役、人数も高いんですよ。その中で、なぜこの2万円と1万8,000円と、全国でこういうふうにできている市があるにもかかわらず、この1万8,000円というのは、僕は非常に納得できないなというので、長野市ですか、12月議会は去年でしょうね、説得力があるのかというので、これはネットで見たらすぐにデータで出てくるんですけども、ここは8,000円から1万5,000円なんです。それを1万5,000円で議案として通ったんですけども。

だから、何を基準にしてうちのほうは2万円で、他市と比較して、大阪市は2万円だから、2万円のところがあるから、議員に言われて1万8,000円にとりあえずしたのか。いろいろ問題はああると思うんですけども、根拠とかいろいろそういうところの焦点が、こういうデータ調べても出てくるわけじゃないですか。

だから、それに対して宮阪部長の説得材料とかいうのが、どうも納得できないかなというのは、僕は個人的にちょっと思うんですよ。

だから、全国でこういう新しく斎場ができてどうのこうのとかよかったとかいうんですけども、全国でもっといい斎場なんかいっぱいあると思うんですよ。太陽光を乗せて、そこに電気をあれしたり、いろんな部分でそれはあると思うんです。

れども、ただ、市民にとって、やっぱりこういう全国で8,000円から1万5,000円に上がるに対して、こういう新しく斎場ができるところがあることを指摘している中で、うちの論点がすごい何か高いところで値段が高いように思うんですよ。

その辺をちゃんとした説明をいただかないと、何を、1人、2人反対してそれで2万円から2,000円だけ下げて、それでどうなのかということも、はっきり言うと、僕個人的には、こんなには賛成できないですよ。

その辺、ちょっと質問になったかどうかわからないけれども、その辺の御意見を聞かせてもらえますでしょうか。

○宮阪市民生活環境部長 全国との比較というところに関しましては、全国全てを調べるというのは困難なので、全てを調べているわけではございませんが、本会議の中でも、森議員から御質問があった火葬場なんかについては、その市町村にも問い合わせなりをして確認もさせていただいています。

その中で、我々が感じたのは、全国的に長野市の事例をお出しになられましたが、人件費が大分違うということです。例えば大阪と、大阪は割と人件費が高いので、ほかの自治体だと9割ぐらいとか8割ぐらいの人件費です。例えば建設関係の労務費なんかにしても、国土交通省から出されています。そういう単価なんかを見比べても、大阪に比べて8割とか、88%とか、そういったところの都道府県というのもございます。

そういう人件費の違いということもございませうし、あともう1つ大きいのが、受益者負担率の考え方が、大阪で50%というのが割とあるんだろうと思うんですけども、大阪府内でも受益者負担率が25%というような自治体もございませう。

この市町村の一覧表、使用料状況という一覧表を、資料の5ページにお示しさせていただいているんですけども、その辺の安い市町村ですね。安い市町村というとなんなんですけれども、使用料の低い市町村、例えば和泉市とかであると、特に、火葬場に関しての受益者負担率については決めておらないようなんです。

現行のままいっておるといような感じの、公表資料ではそういうことになっておりました。あと、豊中市なんかについては、使用料が1万円となっておるんですけども、受益者負担率が25%ということで、これをうちの考え方と同じにすれば、これが2万円になるわけでございます。

それと、下から4つ目ぐらいの吹田市に関しましても、受益者負担率が25%で9,000円ですので、我々と同じ50%という考え方にすれば、その倍で1万8,000円ということでございます。

長野市の事例は、受益者負担率が、どういった考え方なのか、私には今わかりませんが、そういった受益者負担率の考え方が各市町村でばらばらだということも、ほかと比較してわかりにくいところの1つでもあるのかなというふうに考えております。

その中で、大阪府内で50%というところを資料としてお示しさせていただいてまして、その辺が1万8,000円から2万円というところ、それと先ほど申しました25%の受益者負担率のところでも計算しますと、我々と同じベースに直しますと1万8,000円から2万円というようなところもありまして、我々が計算して運営管理経費から受益者負担率を掛けて使用料を出している。

それとおおむね変わらないというところを考えれば、我々が積算している数字、それもそんなに大きく異なっているものでもないだろうというふうに考えていますので、その辺を照らし合わせていただいて、我々の積算した内容というのを一定御判断いただきたいというふうに考えております。

以上です。

○古谷委員 要するに、結局は、住んでいる市に対して差が、市民に対して差があるということですか。わかりました。

○堀口委員長 ほかにないですか。———それでは、以上で本件に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

○和気委員 議案第1号なんですけれども、今回のこの新火葬場においては、皆さんたくさん開所を待っておられるということは、本当に市民の皆さんからも聞いていますし、私たちも同じ思いではあります。

今回この出されている提案の中で、使用料の2万円が1万8,000円に値下げされたこと、そういう努力されたことは感謝すべきだというふうには思っておりますが、今回においては、すごく悩みもし、どういった形で市民にとって何がいいのかということ、いろいろ考えました。

しかしながら、まだ本当に大人1体1万4,400円から1万8,000円へと、3,600円も上がる、その他も上がるというような形の中では、やはり今市民の置かれている状況からいえば、厳しいものになるのかなというふうに思っております。

現行のままですぐ置きながら、しっかりと指定管理者制度の中でサービス向上、そして経費、運営費も含めて努力された中でも、やはり運営費がこれだけ要るとか、こうすべきということの中で検証をされ、使用料とかというのは4年に一度だと思えますけれども、今回5年ということで、指定管理が5年ということですが、そういった中で検証をしてすべきかなというふうに思っております。

4月の開所は努力をしていただいて、ぜひ開所していただきたいという意見を述べて、反対とさせていただきます。

○堀口委員長 ほかに。

○河部委員 賛成で、もう意見はちょっと控えようかなと思いましたが、ちょっと賛成討論だけはしておこうかなと思います。

今回第3回定例会で否決になった議案を改めて市長を含めて理事者の方が、この間、汗をかかれて今回1割を削減した金額で使用料を出してきたんですけども、これについては、担当部も含めてさまざまな資料を添付して、2万円から1万8,000円になった理由を述べられておりましたが、私はやはりこれは理事者とすれば、最低2万円は必要だという金額の中で、これは出されているものやというふうに思うんですが、第3回定例会の否決を受けて、やはり議会の声は市民の声であるということの中で、今回1割を下げた中で提案をされてきた。

理事者としてのこの努力を私は買いたい。上から目線じゃなくて、その努力はしっかりと受けとめて判断をしていきたいというふうには思っ

おります。

加えて、今現在行革を進めている中で、新しいものをつくっていくというのは、非常に泉南市の財政からいうと厳しい取り組みであるということに認識した上で、逆に今回の新しく提案してきた中身というものは、2,000円が減額されて、5年間でトータルすると1,400万円、阪南市と半分に分けたとしても、泉南市の財政には700万円の負担がかかってくる。

これは当然満額の金額になれば、泉南市が700万円を一般財源から負担していかなければいけないというような状況を生むことを前提に、市が今回改めて提案してきていると。そのこともしっかりと我々は受けとめなければいけないというふうにも思っております。

ただ、新しいものをやっぱり生んでいく、つくっていく、この生みの苦しみというものは、火葬場であっても、これからできてくる泉南中学校であっても、そこを使う人にどのように生かされていくのか、使う人にどのように喜んでもらう、充実してそこを使ってもらおうのかということが、非常に大事やと思います。

理事者をお願いしたいのは、今後指定管理をしっかりと進めていっていただく中で、ただ単にその業務に当たるということだけで当たってほしくないんです。このような内容を含めて、こういった議論を踏まえて、この火葬場というものが生まれてきたんですよということ、しっかりと業務の中に反映をしていただきたいということも含めて、ちょっと申し上げて、賛成の討論としたいと思います。

○堀口委員長 ほかは。

○山本副委員長 賛成の立場から討論を行います。

9月議会では、火葬場条例等に関する議案に反対をしました。その理由は主に3つございました。結論としては、この3つの問題提起に対して、十分ではないにしろ、一定の論拠が立つと判断をして賛成することにしました。本議案が提出されてから調査し、複数回にわたって担当者から詳細に話を伺った内容をお話します。

まず1点目に、人件費を初めとする積算根拠についてなんですけれども、660万円の職員平均給

与、プラス140万円の事業主負担で800万円という話やったんですが、直営運営されている近隣自治体の人件費は、あくまで職員平均給与からの類推ですけれども、39万9,352円であることから、事業主負担分も含めると780万円になるとのことで、人件費が突出して高いわけではないとの結果でした。

また、直営と指定管理で比較した場合でも、個人ではなくて全体の人員配置から見ると、指定管理のほうが人件費を削減できるという話がありました。

その他の積算根拠に関しても、各項目を掘り下げて聞いてみると、泉南市内の公共施設の類似業務を参考に積算されていることがわかりまして、今回の上限額を定める必要経費の積算根拠に関しては、中身の数値について、細かい部分で何が妥当かという議論はあるとは思いますが、一定の根拠が存在することが確認をできました。

あわせて、近隣自治体の過去10年以内に建設された火葬場の使用料と比較をしても、それに近い価格設定になっていることから、最大の上限額設定の積算根拠の妥当性については100点とは到底言えませんが、一定の根拠を確認することができたというふうな結論です。

次に、2点目の問題提起でした公平性、公正性を担保できないのではないかと問題提起でしたが、今回の応募業者は、全て9月18日の厚生文教常任委員会での人員に関する発言以降に全て応募がなされたために、業者のいわゆる後出しじゃんけんによる公平性への懸念がなくなったことがわかりました。

また、募集要項の審査内容によると、人員の数や雇用形態に関する評価基準がないため、今回の委員会、9月18日の委員会での発言が、業者への評価に影響を与えることがないことがわかりました。

3点目に、価格の言及もさせていただきましたが、この価格も2万円から1万8,000円に下がっていると。また四、五年で見直しをかけるという話がありましたので、以上の3点の問題提起に対して一定の根拠を持った答弁がありましたので、賛成をさせていただきます。

○堀口委員長 ほかないですね。——以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○堀口委員長 起立多数であります。よって議案第1号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日予定しておりました議案審査につきましては終了いたしました。

委員各位におかれましては、慎重なる御審査をいただきまして、まことにありがとうございます。

なお、本会議における委員長の報告につきましては、私に御一任いただきますよう、お願いを申し上げます。

これもちまして、厚生文教常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時51分 閉会

(了)

委員長署名

厚生文教常任委員会委員長

堀 口 和 弘